

改正電子帳簿保存法 対策講習会

～法改正ポイントと、企業が対応すべきこと～

社会のデジタル化、ペーパーレス化の流れを受けて、2022年（令和4年）1月1日から、「電子帳簿保存法」が改正されます。事前手続きの廃止や各種要件の緩和等がある一方、電子取引は電子保存が必須となるため、プリントアウトでの保存が認められなくなるなど、電子帳簿を利用していない事業所にも関係する内容が含まれています。

改正のポイントをおさえ、今後どういった対応が必要となるのか理解いただくため、本講習会を開催します。是非、ご参加ください。

◆日時◆ 2021年11月22日（月）13:00～15:00

※オンラインでもご参加、WEB配信でも視聴いただけます

配信期間 2021年11月22日（月）～12月28日（火）



◆場所◆ からすま京都ホテル 2F 双舞の間 ※会場ではマスクの着用をお願い致します。

（京都市下京区烏丸通り四条下ル 地下鉄烏丸線「四条駅」6番出口すぐ／
阪急「烏丸駅」西出口23番）※お越しの際は、公共交通機関をご利用ください

◆定員◆ 会場 40名／オンライン 50名 ◆参加費◆ 無料

*コロナウイルス感染拡大防止のため、会場参加の定員超過後にお申込み頂いた方には、WEB配信の視聴をご案内させていただきます。

*参加証の発行及び受付完了のご連絡は致しませんので、直接会場へお越し下さい。

◆講師◆ 税理士法人りたっくす 代表社員税理士 久乗 哲 氏

◆内容◆ ①事前承認制度の廃止 ②タイムスタンプ要件の緩和 ③検索要件の緩和
④電子取引の電子データ保存義務化 ⑤実務に及ぼす影響、実務上の注意点 など

◆申込方法◆ 締め切り 11/17（水）17:00

※オンライン参加、WEB視聴の場合は必ずHPよりお申込みください。視聴頂けるURLを後日お送り致します。

◆問合せ先◆ 中小企業支援部ビジネスサポートデスク（担当：山田・外池）TEL：075-341-9790

電子帳簿保存法の改正講習会 会場参加申込書

オンライン参加、WEB視聴の場合は必ずHPよりお申込みください。

FAX：075-341-9797 京都商工会議所中小企業支援部ビジネスサポートデスク行

*社名・屋号： _____ *業種（事業内容）： _____ 業（ _____ ）

*役職名： _____ *氏名： _____

*所在地：（〒 _____ ） _____

*E-mail： _____ *TEL： _____

*どちらかに○をつけてください 当所会員事業所 一般事業所

※ご記入いただいた個人情報は、本事業の管理・運営のため、主催者の各種連絡や情報提供に利用させて頂くほか、講師に参加者名簿を提供する場合がございます。
また本事業は日本商工会議所の補助金を受けて実施しているため、日本商工会議所に参加者名簿（事業所名・役職・氏名）を提供する場合がございます。